

児童手当が変わります

問子育て支援課 ☎内線305

児童手当の令和6年12月支給分（令和6年10月～11月分）から、次のとおり制度改正されます。

手続きが必要な場合がありますので、対象となる方は申請をお願いします。9月中旬以降、ご案内を郵送しますので、ご確認ください。

なお、住民基本台帳上で対象となる子がいないご家庭（単身赴任で対象となる子が他市町村在住等）には案内を送付できませんので、ご注意ください。

また、対象となる子が大磯町に在住しており、監護・生計を維持している父母等が他市町村にいる場合は、父母等がお住まいの市町村での申請になります。

	改正後 (令和6年12月支給以降)	改正前 (令和6年10月支給まで)
対象年齢	18歳到達年度までの子	15歳到達年度までの子
所得制限	撤廃	所得制限限度額以上・所得上限限度額未満で5千円、上限限度額以上で0円
多子加算	22歳到達年度までの子から数えて第3子以降ひとり3万円 ※一部要件あり	18歳到達年度までの子から数えて第3子以降の未就学児・小学生ひとり1.5万円
支給回数	偶数月に前2か月分の支給	年3回（6、10、2月） 4か月分の支給

※多子加算の子は、受給者が監護・生計を維持していることが要件です。

▶申請が必要な方の申請期間

9月13日（金）～30日（月）

▶手続きが必要な方

- ・高校生年代の児童のみ監護・養育している方
- ・所得上限限度額以上で、児童手当（特定給付）を受給していない方
- ・現在、児童手当受給中であり、過去に大磯町から児童手当を受給したことがない高校生年代の児童を監護・養育している方
- ・現在、児童手当受給中であり、受給者が監護・生計を維持している大学生年代の子がおり、かつ子が3人以上いる方
- ・新たに施設入所等児童となる者がいる方
- ・すでに施設等受給者である方で、その委託されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる方
- ・対象となる子が国外留学をしている方
※高校生年代…令和6年度は平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子
※大学生年代…令和6年度は平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

▶支払い通知は送付されなくなります。

今までは支給の度に支払通知書（はがき）を送付し、振込日等をご案内していましたが、制度改正後は通知しません。

線引き見直しにおける素案閲覧及び公聴会のお知らせ

問神奈川県都市計画課 ☎045(210)6175

町都市計画課 ☎内線239

神奈川県では、都市計画の目標などの基本方針を示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに関する都市計画の変更の素案を取りまとめました。次のとおり県素案の閲覧ができますので、公聴会で公述を希望する方は期限までに申し出てください。（公述申出は町のみで受け付けます。）

▶内容 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更ほか

▶閲覧・公述申出期間

9月6日（金）～27日（金）（8時30分～17時15分）

▶公聴会日程

11月11日（月）19時～21時

▶公聴会場 福祉センターさざれ石2階レクリエーション室

▶公述人 10人程度

▶閲覧場所 神奈川県都市計画課窓口・町都市計画課窓口

▶公述申出の受付場所 町都市計画課（大磯町東小磯183）

災害時医療救護所をお手伝いいただける
医師・看護師等の登録のお願い

問スポーツ健康課 ☎内線310

大磯町を含む近隣で、大規模な災害が起きた時には、町内のクリニックは休診となり、大磯小学校と国府小学校（被災状況により開設）に医療救護所が開所される予定です。救護所の近くにお住まいで、地元医師会に協力して、救護所の医療活動に参加していただける医師・看護師等（介護福祉士等の福祉職、日赤救急法等の指導者を含む）の登録をお願いしています。（休日や夜間だけ活動可能な方なども含みます。）

ぜひ、お力をお貸しください。詳しい活動内容等についてはお問合せください。

